

会員の皆様へ

株式会社ビューカード

ビューカード会員規約改定のお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、今後もお客さまにより安心してサービスをご利用いただくことを目的として、ビューカード会員規約を下記のとおり 2024 年 4 月 1 日に改定いたします。引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行	改定後
第 1 章 一般条項 (略) 第 14 条 (カードの紛失・盗難等) (略) 2 カードの紛失又は盗難により、他人にカードを使用された場合には、その使用代金は <u>署名の有無にかかわらず</u> 、本人会員の負担とします。 (略) 第 17 条 (退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却) (略) 2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通	第 1 章 一般条項 (略) 第 14 条 (カードの紛失・盗難等) (略) 2 カードの紛失又は盗難により、他人にカードを使用された場合には、その使用代金は本人会員の負担とします。 (略) 第 17 条 (退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却) (略) 2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通

知、催告なくして当該会員（当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の家族会員を含みます。）の会員資格（本規約に係る契約における会員資格に限らず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族会員としての資格を含みます。）を喪失させることができるものとし、当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じるものとします。なお、本人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本人会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも直ちに支払義務を負うものとします。

- (1) 当社に対する支払債務の履行を怠ったとき
- (2) 第 18 条（期限の利益喪失）に該当したとき
- (3) 当社に対する会員の本規約に基づく債務以外の債務につき重大な不履行があったとき又は虚偽の申告があったとき
- (4) 信用情報機関の情報内容又は情報件数等により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化する恐れがあると当社が判断したとき
- (5) 本申込み及びカード利用につき、虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (6) 第 16 条（届出事項の変更）に違反する等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社からの会員への連絡が不可能であると判断したとき
- (7) 「Suica に関する特約」第 11 条又は「定期券機能付き Suica に

知、催告なくして当該会員（当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の家族会員を含みます。）の会員資格（本規約に係る契約における会員資格に限らず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族会員としての資格を含みます。）を喪失させることができるものとし、当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じるものとします。なお、本人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本人会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも直ちに支払義務を負うものとします。

- (1) 当社に対する支払債務の履行を怠ったとき
- (2) 第 18 条（期限の利益喪失）に該当したとき
- (3) 当社に対する会員の本規約に基づく債務以外の債務につき重大な不履行があったとき又は虚偽の申告があったとき
- (4) 信用情報機関の情報内容又は情報件数等により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると当社が判断したとき
- (5) 本申込み及びカード利用につき、虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (6) 第 16 条（届出事項の変更）に違反する等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社からの会員への連絡が不可能であると判断したとき
- (7) 「Suica に関する特約」第 11 条又は「定期券機能付き Suica に

第 25 条（カードショッピングの利用） 1 会員は、カードを提示し、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の伝票に<u>カードと同一の自己の</u>署名を行うことにより、当社と契約している加盟店及び当社が提携したクレジットカード会社が加盟するビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド（以下「Visa」といいます。）、マスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッド（以下「マスターカード社」といいます。）に加盟する他のクレジットカード会社・金融機関又は株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）と契約した日本国内外の提携会社加盟店（以下「加盟店」といいます。）で商品を購入すること、及びサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。 （略） 第 27 条（所有権留保に伴う特約） （略） （2）商品の所有権が第三者から侵害される<u>恐れ</u>がある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張及び立証してその排除に努めること	第 25 条（カードショッピングの利用） 1 会員は、カードを提示し、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の伝票に署名を行うことにより、当社と契約している加盟店及び当社が提携したクレジットカード会社が加盟するビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド（以下「Visa」といいます。）、マスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッド（以下「マスターカード社」といいます。）に加盟する他のクレジットカード会社・金融機関又は株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）と契約した日本国内外の提携会社加盟店（以下「加盟店」といいます。）で商品を購入すること、及びサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。 （略） 第 27 条（所有権留保に伴う特約） （略） （2）商品の所有権が第三者から侵害される<u>おそれ</u>がある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張及び立証してその排除に努めること
---	---

以 上